

# 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母の会（以下「本会」という）の役員及び評議員、苦情第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、法人の職務遂行の対価として支払われるものである。

(報酬の支給)

第3条 本会の役員等の報酬は基本無報酬とする。但し、本規程第4条～第8条に規定する報酬については支払うことができるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、定款第8条で定める金額の範囲以内で、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わ

ないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1の苦情第三者委員の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（報酬等の支給方法）

第9条 前条各号に規定する報酬及び実費弁償費等は、現金をもって本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

（兼務役員）

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（改正）

第11条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

（補則）

第12条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は平成29年 4月 1日より適用する。

この規程は平成29年12月 1日より適用する。

【別表1】(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等(役員)	15,000円	3,000円
評議員会出席報酬等(役員)	15,000円	3,000円
評議員会出席報酬等(評議員)	10,000円	3,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	3,000円

報酬額は所得税を除いた額を表示。

【別表2】(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	3,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	15,000円	3,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	3,000円

報酬額は所得税を除いた額を表示。

【別表3】(日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

報酬額は所得税を除いた額を表示。